

良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する報告書（概要）

現状・課題

- 自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段であり、政府としてもその活用を推進。
- 他方で、自転車関連交通事故件数や自転車対歩行者事故の発生件数が近年増加傾向にあるほか、自転車が当事者となった死亡・重傷事故の約4分の3には自転車側に何らかの法令違反が認められる。
- 政府目標（令和7年までに24時間死者数を2,000人以下）の達成に向け、自転車の交通ルールを遵守させるための方策を検討する必要。

⇒ 良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会を開催（令和5年8月以降に計5回実施）

検討結果

交通安全教育

- ◆ 自転車利用のニーズが高まっている昨今の情勢を踏まえると、リソースの制約上、警察のみで自転車に係る安全教育を実施することは困難であることから、警察を中心として官民連携を強化していく。
- ◆ あわせて、警察が交通安全教育の需要と供給を的確に捉え、両者のマッチングを促進し、交通安全教育の体系を充実させる。
- ◆ 官民連携の拠点となる官民協議会を構築し、ライフステージごとに提供すべき交通安全教育の指針を示す安全教育ガイドラインを策定し、実施主体によらず教育の質を担保する。
- ◆ 「自転車安全教育」認定制度を構築し、都道府県警察が民間事業者の自転車に係る安全教育を認定する（供給主体の「見える化」）。

ライフステージに応じた安全教育の充実化

違反処理

- ◆ 自転車を交通反則通告制度の対象とした上で、現認可能・明白・定型的な違反行為を反則行為とする。
- ◆ 制度の対象年齢は16歳以上とする。
- ◆ 反則行為となる信号無視、指定場所一時不停止、通行区分違反（右側通行、歩道通行等）等については、特に悪質かつ危険性の高い違反態様に限って青切符による取締りを行う。
- ◆ それ以外の場合については、違反者に将来の運転行動の改善を促す指導警告にとどめる。
- ◆ 酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転等の反社会性・危険性の高い違反行為は反則行為に含めないこととする。それらのうち、赤切符の対象となる違反行為については、引き続き赤切符で処理する。

違反者の行動改善に向けた指導取締りの推進

交通規制

- ◆ 自転車が安全に車道を通行することができる環境を創出するため、国内外の先行事例も参考に、「全ての交通主体がお互いに思いやり、共に道路を安全・快適に利用する」という理念を国民に浸透させるためのキャンペーンを展開するほか、車道を通行する自転車の保護に関する法制上の措置を講ずる。
- ◆ 自転車通行空間における違法駐車対策を推進するため、取締りに係るガイドラインの見直し、警察の取組の周知・理解に向けた広報啓発活動を行う。
- ◆ 他方で、駐車需要を考慮した対応も必要であるところ、関係者とも連携して需要に応じた駐車スペースを確保することで、路上駐車等により自転車が通行しづらい状況を緩和する。

自転車が安全・安心に通行できる環境の整備